

定期健康診断の診断項目の省略判断について思うこと

株式会社 服部産業医事務所 服部泰

安衛法に基づく定期健康診断の診断項目の省略については、医師でない者が一律にその判断を行うのではなく、個々の労働者ごとに医師が省略可能であると認める場合のみ可能であるとの考えが一昨年8月に厚労省通達で示され、産業医への健診項目省略判断の依頼が増えています。特に若年者や安衛則45条に基づく特定業務従事者健診では、従来は一律に項目が省略されることも多かったため、産業医の業務負担は増える結果となりました。なお同通達では項目省略の判断基準は示されておらず、実質的には医師の裁量に委ねられています。産業医が健診項目の省略判断をきっちり行うことは、担当事業所の健診コスト減になりますが、健診機関から産業医が派遣されている場合、項目を省略すればするほど、健診機関の売上減になりますので、医師としては少し微妙な立場に立たされるのではないかという懸念はあります。私自身は定期健康診断が労働者の就業判定を目的にしている以上、就業制限を検討すべき労働者については該当項目を省略せずに実施すべきで、その対象者や健診項目はかなり絞ることができると考えています。もちろん事業者が健診コストにこだわらない場合は話が別ですが。